

# 学校運営協議会を設置する学校の指定及び学校運営協議会委員の任命について

## 1 学校の指定

### 指定対象校

川崎市立荻宿小学校 および 川崎市立稲田中学校  
(平成30年3月31日に現在の指定期間が満了する2校)

### 指定理由

保護者、地域関係者、学校教職員等による協働体制が整備されており、学校運営協議会の運営が円滑に行われてきたと認められる。よって、今後も継続して地域と学校の協働による教育活動を行うため、再指定を行う。 ※資料1参照

### 指定期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

## 2 委員の任命

### 任命対象者

「学校運営協議会委員候補者名簿」(3・4ページ)のとおり ※資料1参照

### 任命期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

### 根拠法令等

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6
- ・川崎市学校運営協議会規則第3条、第6条および第8条
- ・川崎市学校運営協議会運営要綱第4条および第5条

※資料2参照

学校運営協議会を設置する学校の状況及び委員候補者の構成  
 (現在の指定期間が平成27年4月1日～平成30年3月31日の2校)

荊宿小学校

現校長名	石川 奈緒美	児童数/学級数(H29)	517名 / 19学級	再指定申請日	2月20日	
申請理由 の要旨	指定を受ける以前から、保護者や地域の方々は「地域の学校」という意識をもって教育活動に積極的に協力し、一方で教員もキャリア教育の研究をきっかけとして積極的に地域に出かけて地域素材の発掘や協力者との協働に取り組み「地域といっしょに子どもを育てる」という理念が定着していた。学校運営協議会設置により、学校・家庭・地域の協働がいつそう進み、学校が行おうということに積極的に協力していただき、取組を評価していただいた。また、60周年記念事業にも深く関わっていただいて貴重なご意見をいただいた。今後も引き続き学校運営協議会を設置し、地域の方々の思いや願いを学校運営にさらに反映させながら、地域のもつ教育力を最大限に活用していきたい。			委員候補者	総数	15名
					保護者	3名
					地域住民	6名
					校長	1名
					教職員	4名
					学識経験者	1名

稲田中学校

現校長名	本間 克彦	生徒数/学級数(H29)	905名 / 28学級	再指定申請日	2月26日	
申請理由 の要旨	地域の方や保護者の方々の援助や協力により、生徒たちは落ち着いた雰囲気の中で明るく元気に学校生活を送ることができている。地域との強い絆により、70周年記念事業も成功裡のうちに終わらせることができた。今後も、地域の願いを学校運営に反映させ、地域の教育力をより活用していくために、学校運営協議会を引き続き設置し、学校・家庭・地域がさらに協働しながら、本校の特色を生かし、より魅力ある学校づくりをめざす協力体制をいつそう整えたい。			委員候補者	総数	13名
					保護者	1名
					地域住民	8名
					校長	1名
					教職員	2名
					学識経験者	1名

## 苅宿小学校学校運営協議会委員名簿

No.	氏 名	選 出 区 分
1	福地 孝一	地域住民
2	高津 一誠	地域住民
3	橋本 伸子	地域住民
4	秋谷 義一	学識経験者
5	内山 優	地域住民
6	志方 正和	地域住民
7	鈴木 純一	地域住民
8	唐澤 充	保護者
9	岡部 文	保護者
10	内山 恵理子	保護者
11	石川 奈緒美	校長
12	神宮 祥恵	教職員
13	新原 和史	教職員
14	金子 昌稔	教職員
15	北 洋介	教職員
16		

## 稲田中学校学校運営協議会委員名簿

No.	氏 名	選 出 区 分
1	宮崎 榮治	地域住民
2	井田 光一	保護者
3	植村 文一	地域住民
4	小倉 勝義	地域住民
5	正地 春生	地域住民
6	大津 努	地域住民
7	金子 満雄	学識経験者
8	野地 禎久	地域住民
9	高橋 利之	地域住民
10	元木 幸一	地域住民
11	本間 克彦	校長
12	猪又 健一	教職員
13	平間 貴志	教職員
14		
15		
16		

様式 1 (学校運営協議会設置申請書)

平成30年2月20日

川崎市教育委員会様

川崎市立苅宿小学校は、学校運営協議会の設置を申請いたします。

平成30年2月20日

川崎市立苅宿小学校  
校長 石川 奈緒美



平成30年2月20日

川崎市立荏宿小学校

校長 石川 奈緒美

## 学校運営協議会設置申請理由書

本校の正門付近には、豆腐屋・文房具店・郵便局・まいばすけっと・豊屋・魚屋・セブンイレブンなどの様々な商店があり、学区内にはクリーニング・印刷所・白金彫刻・多摩精機などの小中の工場が散在する環境の中にある。

長年、この地域で生活している祖父母・保護者も多く「地域の学校」という意識をもって教育活動に積極的に協力してくれている。このような地域の特徴を踏まえ、本校では、以前から人と人との関わりや体験学習に重点をおいた教育活動を行ってきた。

平成16年度から本校の特徴である「商店街」「工場」などとの体験学習を通して、地域の人との関わりを深めることができた。平成18年度には、神奈川県からの委託を受け、キャリア教育の委託校として生活科・総合的な学習の時間を中心に、「人との関わり」を重視した研究実践を行った。平成19・20年度は、川崎市の研究推進校として、キャリア単元の開発と実践を行ってきた。

このように、キャリア教育の研究をきっかけとして、本校の教員も積極的に地域に出かけ地域素材の発掘や協力者との協働に取り組んできた。

- ① 荏宿町会主催の荏宿神社での「節分祭」への参加【1・2年】
- ② 地域のやよい会の方々をお呼びして「昔遊び体験」【1年】
- ③ 荏宿・西加瀬の2町会の婦人部の方をお呼びして運動会全校種目「川崎踊り」【全校】
- ④ 地域に住んでいる達人（漬物・日舞・生け花・空手・フラメンコ・書道・編み物など）の講師に招いた「楽しみの世界を広げよう」【5年】
- ⑤ 認知症の方の施設を訪問しての福祉学習「バナナ園との交流学習」【4年】
- ⑥ 白楊園のお祭り「フェスティンポプラ」への参加【4年】
- ⑦ なぎなた・琴・礼法・落語などの地域の講師を招いての「日本の伝統文化を学ぼう」【6年】
- ⑧ 保護者・地域の方と一緒に「地域清掃」【3・4年】
- ⑨ こども110番の家を訪問して触れ合う「かりやどクエスト」【全校】

他にも、荏宿町会と西加瀬町会の2町会による下校時の見守り活動やパトロール、またPTA全会員による安全パトロールも定着してきている。これは、地域全体が児童の安心・安全を願っての活動である。

このように、本校の学校教育は、「地域といっしょに子どもを育てる学校」という理念の基に行われており、学校・家庭・地域（町会・町内会・地元工場・団体・施設など）が協働しながらお互いに助け合い、支え合っていくことが最も大事なことでありと考えている。

2年間の学校運営協議会では、60周年事業にも深く関わっていただき貴重なご意見をいただいた。学校が行おうということには積極的に協力してもらい、取り組みを評価していただいたことも事実である。

来年度以降も地域の方々の思いや願いを学校運営にさらに反映させながら、地域のもつ教育力を最大限に活用していきたいと考えている。

そこで、来年度以降も学校運営協議会の設置を強く希望し、申請いたします。

様式2（学校運営協議会委員候補者名簿）

（備考欄の先頭に「学校職員→学」「PTA→P」「保護者→保」「地域住民→地」「公募委員→公」「学識委員→識」「その他→そ」と表示すること。また、事前に委員候補より承諾をとること）

	委員候補氏名	備考・・・当該校との関わり等
1	福地 孝一	地・・・交通指導員、 生活科・総合的な学習講師
2	高津 一誠	地・・・生活科・総合的な学習講師
3	橋本 伸子	地・・・元PTA役員
4	秋谷 義一	識・・・苅宿町会 会長
5	内山 優	地・・・西加瀬町内会 会長
6	志方 正和	地・・・市ノ坪本町会 会長
7	鈴木 純一	地・・・苅宿町会 副会長、 小学校支援コーディネーター
8	唐澤 充	P・・・PTA会長
9	岡部 文	P・・・PTA副会長
10	内山 恵理子	P・・・PTA副会長
11	石川 奈緒美	学・・・校長
12	神宮 祥恵	学・・・教頭
13	新原 和史	学・・・教務主任
14	金子 昌稔	学・・・キャリア教育担当
15	北 洋介	学・・・キャリア教育担当
16		

# 川崎市立荻宿小学校運営協議会要領

平成27年7月 川崎市立荻宿小学校運営協議会準備委員会

## (目的)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5及び川崎市学校運営協議会規則(平成18年川崎市教育委員会規則第2号)に基づく川崎市立荻宿小学校運営協議会(以下『協議会』という。)の運営等に関して、川崎市立学校運営協議会要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

## (趣旨)

第2条 協議会は、川崎市教育委員会及び川崎市立荻宿小学校校長(以下「学校長」という。)の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画と協働による学校づくりを進めることにより、児童、保護者、地域住民及び学校職員が相互に信頼関係を深めるとともに、家庭、地域及び学校がその教育力を相互に高め、共に児童の豊かな学びと育ちの創造をめざすものとする。

## (所掌事項)

第3条 協議会は、学校長の作成した基本的な方針に基づき、次にあげる事項について審議する。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 学校運営計画に関する事項
- (3) 組織編成に関する事項
- (4) 学校予算の編成及び執行に関する事項
- (5) 施設管理及び施設設備等の整備に関する事項
- (6) その他学校運営上の必要な事項

## (意見の申出)

第4条 協議会は、次に掲げる事項について、教育委員会及び学校長に対して意見を述べるができる。

- (1) 学校運営に関すること。
- (2) 教職員の採用その他の任用に関すること。

## (委員)

第5条 協議会の委員は、次の者をもって構成する。委員の総勢は17名以内とする。

- (1) 地域代表委員 6名以内
- (2) 保護者代表委員 5名以内
- (3) 学校代表委員 5名以内
- (4) 学識経験者 1名以内

## (任期)

第6条 協議会の委員の任期は、任命の日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任することができる。ただし、継続する場合は、地域代表委員、及び保護者代表委員は、それぞれ2任期を限度とする。

## (会長及び副会長)

第7条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。



3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 議事決定について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

5 会議は、次に掲げる場合を除き公開する。

(1) 苧宿小学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合

(2) その他、特別な事情により、協議会が必要と認めた場合

6 協議会は、会議の会議録を作成し、公開する。

(専門委員会及び専門部会)

第9条 協議会は、必要に応じて専門委員会及び部会を置くことができる。

(守秘義務等)

第10条 委員は職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他、協議会の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(児童の意見聴取)

第11条 協議会は、学校長の同意を得て、苧宿小学校の児童から意見を聴取することができる。なお、児童から意見を聴取するときは、児童の発達段階に応じて必要な配慮をしなければならない。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、苧宿小学校に置く。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項については会長が協議会に諮って定める。

様式 1 (学校運営協議会設置申請書)

平成 30 年 1 月 16 日

川崎市教育委員会 様

川崎市立稲田中学校は、学校運営協議会の設置を申請いたします。

平成 30 年 1 月 16 日

川崎市立稲田中学校  
校長 本間 克彦



平成30年1月16日

川崎市立稲田中学校  
校長 本間 克彦

### 学校運営協議会設置申請理由書

本校は、地域教育会議・学校教育推進会議・PTA 活動などを通して地域の方や保護者の方々が、本校の学校教育に強い関心を持っていただいています。その方たちの積極的な援助や協力より、学校が落ち着いた雰囲気の中で、生徒たちは学習、行事、部活動などに明るく元気に取り組んでいます。

これまで、地域の方々からは、様々な角度からご意見をいただけてきました。その中には、批判的な意見もありましたが、学校を応援してくださるご意見もたくさんありました。地域の方々は、学校と協力し地域に貢献する姿勢が強く、生徒、教職員と共に協力し、汗をながしています。具体的には、多摩川清掃、ふれあい広場、学校内の樹木の剪定、子ども会議などです。PTA の活動も盛んで、PTA 広報、成人委員会の学習会、PTA バレー、PTA バトミントンなどがさかんで、教職員とも連携し、有効な情報交換ができ、教育活動について協力体制ができています。

このような中で本校は、70周年記念事業を無事成功に終わらせることができました。これも3年間行ってきたコミュニティースクールで培った地域の方々との強い絆のおかげだと考えています。協力体制もしっかり整っています。地域の方々からさらなるご意見をいただき、今の状況をより高めていくために学校・家庭・地域がさらに協働しながら、本校の特色を生かし魅力ある学校づくりをめざす体制が必要であると考えています。そのために、今まで行ってきたコミュニティースクールを継続し、地域の願いを学校運営に反映させ、地域の教育力をより活用していくことのできるよう、学校運営協議会を来年度も設置して体制づくりを図りたく、ここに学校運営協議会の設置を申請いたします。

様式2（学校運営協議会委員候補者名簿）

（備考欄の先頭に「学校職員→学」「PTA→P」「保護者→保」「地域住民→地」「公募委員→公」「学識委員→識」「その他→そ」と表示すること。また、事前に委員候補より承諾をとること）

	委員候補氏名	備考・・・当該校との関わり等
1	宮崎 榮治	地・・・宿河原地区連合町会長
2	井田 光一	P・・・現PTA会長
3	植村 文一	地・・・元PTA会長、 桃桜会（PTAのOB組織）
4	小倉 勝義	地・・・元PTA会長、 桃桜会（PTAのOB組織）
5	正地 春生	地・・・元PTA会長、 桃桜会（PTAのOB組織）
6	大津 努	地・・・元同窓会会長、 桃桜会（PTAのOB組織）
7	金子 満雄	識・・・元稲田中学校長
8	野地 禎久	地・・・元PTA会長、 桃桜会（PTAのOB組織）
9	高橋 利之	地・・・元PTA会長、 桃桜会（PTAのOB組織）
10	元木 幸一	地・・・元PTA会長、 桃桜会（PTAのOB組織）
11	本間 克彦	学・・・校長
12	猪又 健一	学・・・教頭
13	平間 貴志	学・・・コミュニティスクール担当教諭
14		
15		
16		

## 川崎市立稲田中学校 学校運営協議会（コミュニティースクール）要領

### （目 的）

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5及び川崎市学校運営協議会規則（平成18年川崎市教育委員会規則第2号）に基づく川崎市立稲田中学校学校運営協議会（以下「コミュニティースクール」という）の運営に関して、川崎市学校運営協議会運営要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### （趣 旨）

第2条 コミュニティースクールは、川崎市教育委員会及び川崎市立稲田中学校校長（以下「校長」という）の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画と協働による学校づくりを進めることにより、生徒、保護者、地域住民及び学校教職員が相互に信頼関係を深めるとともに、家庭、地域及び学校がその教育力を相互に高め、共に生徒の豊かな学びと育ちの創造をめざすものとする。

### （所掌事項）

第3条 コミュニティースクールは、校長の作成した学校運営に関する基本的な方針に基づき、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 学校運営計画に関する事項
- (3) 学校運営組織（人事等）に関する事項
- (4) 学校予算の編成及び執行に関する事項
- (5) 施設管理及び施設設備等の整備に関する事項
- (6) その他学校運営に必要な事項

### （意見の申し出）

第4条 コミュニティースクールは、次に掲げる事項について、校長及び川崎市教育委員会に対して意見、要望を述べることができる。

- (1) 学校運営に関すること
- (2) その他

### （委 員）

第5条 コミュニティースクールの委員は、次の者をもって構成する。委員の総数は16名以内とする。

- (1) 地域代表委員（11名以内）
- (2) 保護者代表委員（4名以内）
- (3) 学校代表委員（3名以内）
- (4) 学識経験者（2名以内）
- (5) その他、教育委員会が適当と認める者

2 委員の選出は、校長推薦、保護者推薦、地域推薦等を経て、協議会の承認を得るものとする。

第6条 コミュニティースクールに2名以内の顧問を置くことができる。

第7条 委員の辞職、教職員の異動等により欠員が生じた場合は、校長は川崎市教育委員会に報告し、川崎市教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

第8条 コミュニティースクールの委員及び顧問の任期は任命の日の属する年度の翌々年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、前条により任命された委員の任期は前任者の残りの任期とする。

- 委員の任期は2任期を限度とする。ただし、特別な理由があると協議会が認めた場合はその限りでない。

(報酬)

第9条 委員の報酬は別に定める。

(会長及び副会長)

第10条 コミュニティースクールに会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 会長はコミュニティースクールを代表し、会務を総理する。
- 副会長は会長を補佐し、会長不在時は、会長の職務を代行する。

(会議)

第11条 会議は会長が議案を示して招集する。

- 議長は委員の互選により選出する。
- 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 議事事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
- 会議は、特別の事情によりコミュニティースクールが必要と認めた場合を除き公開する。
- 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。
- コミュニティースクールは、会議の記録を作成し、公開する。

(専門部会)

第12条 コミュニティースクールは、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(守秘義務)

第13条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(生徒の意見聴取)

第14条 コミュニティースクールは、校長の同意を得て、稲田中学校の生徒から意見を聴取することができる。

- 生徒から意見聴取をするときは、生徒の発達段階に応じて必要な配慮をしなければならない。

(事務局)

第15条 コミュニティースクールの事務局は、稲田中学校に置く。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか、コミュニティースクールの運営に関して必要な事項については、会長が協議会に諮って定める。

(附 則)

この要領は、平成27年6月1日より施行する。

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

### 第三節 学校運営協議会

- 第四十七条の六 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。
- 2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。
    - 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
    - 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
    - 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
    - 四 その他当該教育委員会が必要と認める者
  - 3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。
  - 4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
  - 5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。
  - 6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
  - 7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
  - 8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
  - 9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。
  - 10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

改正

平成22年11月17日教育委員会規則第9号

平成29年3月31日教育委員会規則第10号

川崎市学校運営協議会規則

(目的)

**第1条** この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。

(趣旨)

**第2条** 協議会は、学校運営に関して川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民の学校運営への参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(指定)

**第3条** 教育委員会は、前条の趣旨が達成できると認める場合には、協議会を置く学校を指定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の指定を行おうとするときは、指定しようとする学校の校長、保護者及び地域住民の意向を踏まえ、前項の指定を行うものとする。
- 3 指定の期間は指定の日の属する年度の翌々年度の末日までとし、再指定することができる。

(所掌事項)

**第4条** 第3条第1項の指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
  - (2) 学校運営計画に関すること。
  - (3) 組織編成に関すること。
  - (4) 学校予算の編成及び執行に関すること。
  - (5) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。
- 2 指定学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(意見の申し出)



**第5条** 協議会は、当該指定学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について教育委員会に対して意見を述べることができる。

(委員の任命)

**第6条** 協議会の委員は次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 保護者

(2) 地域住民

(3) 当該指定学校の校長

(4) 当該指定学校の教職員

(5) 学識経験者

(6) その他、教育委員会が適当と認める者

2 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

3 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

(守秘義務等)

**第7条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他、協議会及び指定学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(任期)

**第8条** 委員の任期は任命の日の属する年度の翌々年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第6条第2項により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定学校の指定の期間が満了したとき又はその指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。

(報酬)

**第9条** 委員の報酬は、別に定める。

(会長及び副会長)

**第10条** 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、当該指定学校の校

長及び教職員は会長となることができない。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。  
(会議)

**第11条** 協議会の会議は、会長が招集し、議事をつかさどる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。  
(会議の公開)

**第12条** 協議会の会議は、次に掲げる場合を除き公開する。

- (1) 当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合。
  - (2) その他、特別の事情により、協議会が必要と認めた場合。
- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。
  - 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

**第13条** 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、並びに委員の役割及び責任等について、正しい理解を得るため必要な研修等を行うものとする。

(指導及び助言)

**第14条** 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

- 2 教育委員会及び当該指定学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう、必要な情報提供に努めなければならない。

(指定の取消し)

**第15条** 教育委員会は、前条による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、学校の指定を取り消さなければならない。

- (1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合。
  - (2) 協議会としての合意形成が行えないと認められる場合。
  - (3) その他、学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合。
- 2 指定の取消しに当たっては、教育委員会は事前に校長と連携して協議会に対し必要な指導、助言を行い運営改善に努めなければならない。

3 教育委員会は、学校の指定を取り消す場合には、取消事由を明示した書面を交付しなければならない。

(委員の解任)

**第16条** 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第7条の義務に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) その他、解任に相当する事由が認められるとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときには、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(運営に関する評価と情報提供)

**第17条** 協議会は、学校の運営状況等について毎年度1回以上の評価を行うものとする。

2 協議会は、保護者、地域住民等に対して、積極的に活動状況を公開するなど情報提供に努めなければならない。

(運営等)

**第18条** 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

(児童又は生徒の意見の聴取)

**第19条** 協議会は、必要と認めるときは当該指定学校の児童又は生徒の意見を聴取することができる。この場合において、当該児童又は生徒の発達段階に応じ、必要な配慮をしなければならない。

(委任)

**第20条** この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成18年4月1日より施行する。

附 則 (平成22年11月17日教委規則第9号)

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日教委規則第10号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

## 川崎市学校運営協議会運営要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 47 条の 5 の規定に基づき設置される学校運営協議会の運営等に関し、川崎市学校運営協議会規則（平成 18 年度川崎市教育委員会規則第 2 号以下「学校運営協議会規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (学校運営協議会の責務)

第 2 条 学校運営協議会は、制度の導入の趣旨を踏まえ、保護者、地域住民、児童及び生徒等の意見、要望等を把握し、学校運営の改善に反映するように努めなければならない。

### (指定の準備)

第 3 条 学校運営協議会の設置にかかわり、指定を受けようとする学校（以下「当該校」という。）の校長は、地域、PTA から広く意見を聴取するよう努めなければならない。

- 2 当該校の校長は、意見を聴取するため、学校運営協議会設置準備会（以下「準備会」という。）を設置する。
- 3 準備会は学校運営協議会規則をもとに当該校校長が主宰し、組織、委員等は各校で別に定める。

### (指定)

第 4 条 当該校の校長は学校運営協議会の設置を川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）へ様式 1 に別紙理由書（様式自由）を添付し、申し出ることができる。また、すでに学校運営協議会を設置し、再度指定を受けようとする学校の校長も同様の手続きにより申し出ることができる。

- 2 教育委員会は、前項の申し出を受けたときは、必要に応じ内容の照会を行い、指定の可否を 60 日以内に当該校の校長に回答するものとする。

### (委員の任命)

第 5 条 当該校の校長を除き、学校運営協議会委員の選出については次に掲げる者の中から、書類審査、面接、又は当該校からの聴き取りによって教育委員会が審査を行い任命する。

- (1) 当該校の近隣に所在する地域住民及び保護者については、学校運営協議会又は準備会の推薦を受けた者。
  - (2) 当該校と関係を有する者については、学校運営協議会又は準備会の推薦を受けた者。
  - (3) 学識経験者については当該校の校長の推薦を受けた者。
  - (4) その他教育委員会が必要と認めた者。
- 2 学校運営協議会委員候補者については、学校運営協議会設置の申請時に様式 2 によ

り委員候補の一覧と承諾書を添付することとする。

- 3 学校運営協議会の委員の人数については16名以内とする。ただし、学識経験者については2名以下とする。
- 4 教育委員会関係者は、いかなる立場であっても学校運営協議会委員になることはできない。
- 5 学校運営協議会に顧問、協力委員等協力者をおくことができる。

(委員の報酬)

第6条 学校運営協議会委員の報酬は、学校運営協議会規則第6条第1項第1号、第2号、第6号で定められている委員については日額3,000円、同項第5号で定められている委員については日額5,000円とする。

(意見の申し出)

- 第7条 学校運営協議会規則第5条の規定による教育委員会に対する意見の申し出は様式3により行うものとする。
- 2 教育委員会は必要に応じ内容の照会を行い、60日以内に様式4により回答する。
  - 3 学校運営協議会はその回答が不十分であると捉えることができる場合、教育委員会へ直接意見を述べることができる。

(議事の提示)

第8条 学校運営協議会会長は学校運営協議会の開催を2週間前までにホームページ、配布物等で公示し、1週間前までに議案を示すものとするが、緊急の場合はこの限りではない。

(会議録)

- 第9条 学校運営協議会は、議事の内容を記録し、公開しなければならない。ただし、任用についてはこの限りでない。
- 2 会議録は、5年間保存することとする。

(指定の取り消し)

- 第10条 学校運営協議会規則第15条の規定による指定の取り消しは様式5により行うものとする。
- 2 学校運営協議会は指定の取り消し理由が不十分であると捉えることができる場合、教育委員会へ直接意見を述べることができる。

(委員の解任)

- 第11条 学校運営協議会規則第16条の規定による委員の解任は、様式6により行うものとする。
- 2 学校運営協議会委員は、解任の取り消し理由が不十分であると捉えた場合、教育委員会へ直接意見を述べることができる。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるものの他、学校運営協議会の運営に関して必要な事項は教育委員会が別に定める規則等によるほか、学校運営協議会と教育委員会が協議を行い、決定する。

(委員旅費)

第 13 条 学校運営協議会委員の旅費等級は、川崎市旅費支給条例第 12 条及び平成 19 年 4 月 2 日付け 18 川総労第 737 号の旅費等級決定指針に基づき、教職員以外の川崎市学校運営協議会にかかる業務を行うものについては 4 等級とする。

附 則

この要綱は、平成 18 年 11 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 10 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。